
令和6年11月12日 部長会議

開催日時 令和6年11月12日(火) 午前9時00分から午前9時50分まで

開催場所 庁議室

出席者 市長、辻川副市長、南川副市長(総務部長事務取扱・法令遵守監事務取扱)、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)、子ども未来部長、都市計画部長、建設部長、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長

欠席者 建設部技監

議事概要 下記のとおり

1. 市長訓示

- ・先月27日に、第50回衆議院議員総選挙の投開票が行われた。選挙事務に従事いただいた職員の皆様、長時間にわたり深夜までの業務、誠にお疲れ様でした。ありがとうございました。選挙の結果は、野党が大きく議席を伸ばして、15年ぶりに自公連立与党が過半数割れとなった。今後は、野党を交えた新しい政治が展開されていくことになろうかと思われることから、今後の国政の動きを注視して、草津市への影響を見極めていく必要があるため、皆様にもより一層、国の情報収集をお願いします。
- ・道路交通法が改正され、11月1日から、自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」の罰則が強化され、また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象となった。自転車による事故から自分自身や周囲の人を守るため、職員の皆様には、今一度自転車の運転に関するルールを十分確認して運転していただくようお願いしたい。忘年会シーズンを迎え、飲酒の機会も増えてくると思うが、公務員としてより一層の自覚をもった行動をお願いします。

2. 協議事項

(1)草津市子ども・若者計画の策定について(中間協議・パブリックコメントの実施)

【子ども未来部長から資料に基づき説明】

- ・令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」を踏まえて、「子ども・子育て支援事業計画」「子ども・若者計画」等と一体として策定する。
- ・定義について、「こども」の範囲を概ね29歳までの者、「若者」は中学生年代からはじまる思春期からポスト青年期の者を含む39歳までの者とし、表記については、特別な場合を除いて「こども」表記を用いることとする。
- ・基本目標と施策体系について、こども大綱に示されているように、ライフステージ別の整理と、ライフステージを通じた整理を行う。
- ・子ども・子育て支援法で定められた「就学前の教育・保育」、「地域子育て支援事業」等について、量の見込みと確保方を定めている。
- ・重点的な取組として、新たに「3 こども・若者の社会参画・意見表明」と「4 こども・若者の居場所づくり」を柱に加えている。
- ・今後のスケジュールとしては、本日の午後、正副議長への説明を行い、11月20日に文教厚生常任委員会協議会で中間協議いただき、11月25日に草津市子ども・子育て会議の開催と、1月6日～2月5

日の間でパブリックコメントを実施する。

- ・計画の策定趣旨は、令和5年4月、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、同年12月、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定された。これまで別々に作られてきた各種大綱が「こども大綱」に一元化されている。本市では、これまで「第二次草津市子ども・子育て支援事業計画」、「草津市子ども・若者計画」をもとに、各種こども・若者施策を進めてきたが、こども基本法に基づく「市町村こども計画」と上記2計画を一体のものとして整理し、「草津市こども・若者計画」を作成する。
- ・これまでは、名称を(仮称)草津市こども計画としてきたが、本計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく、草津市子ども・若者計画を包含する計画であるため、計画の名称を「草津市こども・若者計画」とする。また、国で示された表記方法を準用し、本市においても、平仮名表記の「こども」を用いることとする。計画内でも、平仮名表記の「こども」を基本としているが、固有名詞や要綱等で「子ども」となっているものについては、以前のままの表記としている。
- ・今回のこども基本法の内容では、特に「3. 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」「4. 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」が盛り込まれている。
- ・本計画は、「草津市総合計画」を最上位計画とし、また、各種法令に基づく計画を内包した、こども・子育て・若者支援にかかる総合的な計画として、「草津市地域福祉計画」「健康くさつ21」を上位計画として、「草津市教育振興基本計画」や他の関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していく。
- ・本計画の対象は、生まれる前からポスト青年期までを含む39歳までの者およびその家族とする。また、子育て支援を市や、市と連携・協力して取り組む地域、認定こども園、幼稚園および保育所(園)と学校、NPOや市民活動団体、企業等も対象とする。
- ・計画期間としては、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。
- ・それぞれの法令にこども、若者の定義があり、それらを整理すると、《「こども」と「若者」の範囲》の表のとおり整理される。
- ・基本理念は、子ども子育て会議で議論いただき、「こどもまんなか社会」のフレーズを引用し、「こども・若者をまんなかに」、また、社会全体でという意味を込めて、「みんなでつくる」、また、健幸創造都市や、ウェルビーイングの観点から、「幸せあふれるまち草津」とまとめられたものである。
- ・計画にあたっての視点は、現計画の4つの視点に加えて、5つ目として、「こども・若者の社会参加と自己実現に向けた視点」を加えている。
- ・施策体系においては、こども大綱では、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すために、ライフステージ別の整理とライフステージを通じた整理が示されているため、現行計画の体系のまとまりを生かして、目標1から順に、こどもの成長に合わせた施策体系とするとともに、目標4や5では、ライフステージに共通する事項をまとめている。
- ・基本目標については、目標1は、「親と子が心身ともに健やかに暮らせる支援の充実」、結婚・妊娠・出産期から切れ目のない相談支援をはじめ、こどもの発達や成長に影響を与える家庭でのこどもの育ちをしっかりと支えていけるような取組を示している。目標2では、「安心して子育てできる環境づくり」、目標3では、「社会全体でこども・若者の権利と安全を守り応援する環境づくり」、目標4では、「こども・若者の成長のための社会環境づくり」、目標5では、「社会生活に困難を有するこども・若者やその家族への支援の充実」を示している。

- ・「子ども・子育て支援法」法定必須記載事項には、子ども・子育て支援法第61条第2項により「就学前の教育・保育」、「地域子育て支援事業」等について、ニーズ調査と過去の実績等に基づき、事業ごとに量の見込みと確保方を定めて重点的に取り組んでいる。なお、「5 地域子ども・子育て支援事業」については、子ども・子育て支援法第59条に基づき、定める事業であるが、(2)その他の事業①乳児等通園支援事業および②産後ケア事業については、令和7年4月1日に改正子ども・子育て支援法が施行されることで、地域子ども・子育て支援事業に追加される予定であり、現時点では、その他の事業として整理している。
- ・重点的な取組として、4点に整理している。「1. 「草津っ子」育み事業」については、現計画でも重点施策としており、各種関連施策をまとめている。目標値についても、従来からの指標である、子育てのしやすさ(満足度)としている。「2. 社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族に寄り添うきめ細かな支援」として、現在の二つの計画、ともに重点項目としているものを一本化して整理したものである。目標値として、「ひとり親家庭の暮らし向きの向上」、「子育て短期支援事業の実施」、「発達に支援が必要な方への相談件数」としている。「3 こども・若者の社会参画・意見表明」は、新しい取組として、計画策定でも実施した、こども、若者との直接対話の機会やその意見反映による取組の実施数を目標値としたものである。「4 こども・若者の居場所づくり」については、放課後児童育成クラブについて、外部講師の招へい、地域行事や民間企業の取組等との連携により、特色ある体験活動を行っている児童育成クラブの割合を目標値としている。
- ・計画期間である令和11年度に向けて総人口は緩やかに増加する一方、就学前および小学生の数は緩やかに減少していく見込みである。一方、どの年代も保育認定割合は増えており、特に0～2歳の認定率は、令和2年の43.9から53.5へと9.6ポイント上昇している。女性就業率は、県、市においては、国勢調査上でしか把握できないが、国の毎年調査では、右肩上がりになっており、今後も保育需要の高まりが予測される。
- ・保育需要率と保育量の見込みについては、草津市こども・若者計画(案)において、人口推計と国の女性就業率の上昇傾向を踏まえ、今後の保育需要率を推計し、5年間の保育量を見込んでいる。現計画では、国の女性就業率の目標値(R7:82%)に向けた上昇傾向をもとに、保育需要率を推計しているが、次期計画では、国の目標値が示されていないことから、これまでの女性就業率の上昇傾向をもとに、保育需要率を推計している。
- ・保育量の見込みに対する確保方策について、「人口推計」と「保育需要率」を勘案した「保育量の見込」の他に、4・5歳児の「保育士配置基準の見直し(30対1→25対1)」への対応、および令和8年度から本格実施することとなる「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」の円滑な導入を見据え、必要な定員の確保を併せて行う。保育需要の動向を見極め、適切な量の「確保方策」とするために、令和7年度より段階的に施設整備を行い、令和11年度までに生じる不足定員については、令和9年度の計画の中間見直しにおいて再検証することとする。
- ・令和11年時点では、149名の不足が生じる見込みであり、段階的な整備によって対応していく。
- ・パブリックコメント実施にあたり、原案の閲覧先については、記載のとおり。

(2) 草津市景観計画の改定について(中間協議・パブリックコメントの実施)

【都市計画部長から資料に基づき説明】

- ・平成24年度の策定から10年が経過する中で、社会情勢の変化や市街化区域への編入等に加えて、大津市と共同策定したびわこ東海道景観基本計画(令和3年3月策定)の内容を反映させる必要があり、昨年度から改定の取組を進め、前回3月に試案を部長会議で議論いただいた。今回は、草津市景観

審議会を経て作成した草津市景観計画の改定案について協議をお願いするものである。

- ・改訂のポイントとして、届出制度の改善については、③景観への影響が小さいものは対象外とすることで、電柱類を除外する。景観計画の記載項目の統一については、⑤すべての重点地区の景観形成方針を記載するというので、現在載っていないものも掲載する。上位・関連計画との整合については、⑨びわこ東海道景観基本計画との整合を図り、広域景観連携等に関する項目を追加する。重点地区の追加検討については、⑩重点地区の追加を検討したが、大津市との対岸眺望区域は既に重点地区に指定しているため、新たな重点地区は設定しない。社会問題に合わせた景観誘導については、⑮空き家等については、今後も草津市空き家等対策計画と連携し、増加及び管理不全の抑止を図る。⑰⑱プロジェクションマッピングやデジタルサイネージ等の広告物の景観規制や魅力ある夜間景観の形成に向けた取組については、今後、滋賀県の動向を把握し、他市町と足並みを揃えながら規制誘導を図っていく。
- ・構成として現行計画では、第1章から第10章で構成していたものを、序章から第8章へ再編した。大きく変更した点は、序章で景観計画の作成から10年経過し、成果と課題を含めた景観計画について示した章を追加した。また、第8章の最後に景観計画の推進ということで、市民が主体的に景観づくりに取り組む心の醸成を課題としているため、景観づくりのプロセス等を記載した。

3. 重要報告

(1) 定員管理計画(案)について

【総合政策部長から資料に基づき説明】

【非公表事案のため、記録なし】

4. その他

【教育部長より】

- ・わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ2025については、8月9日から11月3日まで5競技6種目の国スポリハーサル大会を開催させていただいた。大きな事故もなく、無事に終えることができ、協力いただいたことに、御礼申し上げます。また、7月から11月の期間、毎週水曜日に、オリジナルポロシャツを着用し、啓発に御協力いただき感謝する。来年の大会に向けて、今後も御協力を願います。

【危機管理監より】

- ・12月1日に草津市総合防災訓練を老上西小学校で実施予定である。各本部長、災害対策の班員の皆様に動員をお願いしているので、御協力をお願いする。

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp